

【個別特集】エネルギー政策

国家能源局の設立を巡る動き（中国）

NEDO 技術開発機構
北京事務所 曲 暁光

はじめに

本年3月全人代で可決された行政機構改革の目玉の一つである国家能源局¹の設立について、近く内部組織、所掌事項、人事等が最終的に決定される見込みである。情報筋、各種新聞報道から同局の設立をめぐる一連の動きを簡単に纏めてみた。

1. 国務院常務会議（6月25日）

国務院を構成する部門・直属機関・部委の管理する国家局の「主要職責・内部設置機構・人員編制規定（三定）」を審議・決定した。

その要点は次のとおりである（新華網 2008年6月25日）。

(1) 政府機能の転換という核心を踏まえ、

政府・企業分離

政府・資本分離

政府・事業単位分離

政府・市場仲介組織分離

という4つの分離原則に基づき、政府が管理すべきでない事項については規定を取消すとともに、下部組織へ権限の移譲を行う。エネルギー管理、環境保護、一般大衆の利益に関して、国が担当すべき社会管理・公共サービスの職責を強化する。

(2) 「1つの事項については1つの部門が責任を負う」という原則に基づき、部門の職責分担を明確にし、長期にわたり存在する職責交錯の問題を解決した。実際に多くの部門が処理する必要のある事項については、リードする主要部門を明確にし、第1次的な責任を明らかにし、健全で協調的な編成のメカニズムを確立する。

(3) 「権限と責任を一致させるという原則」に基づき、各部門に機能を賦与すると同時に、受け持つべき責任を明確化し、権限には必ず責任が伴い、権限と責任が対等となることとする。

(4) 「簡素・統一・機能的という原則」に基づき、人員編制・指導的ポストの数を厳格に抑制する。

¹ 能源とは中国語でエネルギーのこと。

常務会議は、「わが国経済社会の発展情勢は総体としては良好である。しかし、改革・発展の任務は困難を極めるものであり、マクロコントロールの改善・公共サービスの強化の面でなお、大量の重い仕事がある。内外情勢は複雑な要因が新たに出現しており、政府活動は少なからず新しく峻厳な試練に直面している。我々は総合的な協調能力とリスク防御能力を全面的に高める必要がある。各部門は新規定をできるだけ速やかに実施し、国务院の活動の全体としての機能を向上させ、各方面の任務の全面的達成を確保し、実践・人民・歴史の検証に耐えうる実績の創造に努めなければならない。」と強調している。

本会議の結果を踏まえて、7月末に終了することを目処に行政機構の改革の対象となる各部門の再編、新設等作業が加速された。

2. 国家能源局をめぐる動き（7月29日）

7月29日、国家発展改革委員会公式HPには国家能源局に関する「三定（主要職責・内部設置機構・人員編制規定）」の記事が掲載された。

過去に中国政府の関係部局の公式な英語名称が統一されておらず、しばしば混乱が起きていたが、今回組織の確定と同じタイミングで同局の公式な英語名称が「National Energy Administration」と定められているので、中国政府の海外とのエネルギー分野の対話、協力等を非常に重視する傾向が見て取れる。

主な内容は下記のとおり。

(1)内部機構 9の司

総合司、政策法規司、発展企画司、省エネ・科技装備司、電力司、石油・天然ガス司、新エネ・再生可能エネルギー司、国際合作司を置く。

これらは、基本的に以前国家発展・改革委の能源局内にあった主要エネルギー源別の処（日本の課に相当）を司へ格上げし、また、国家能源指導グループ弁公室、国防科学工業委主管の核エネルギー系統プロジェクト関係の2司を再編するものである。

(2)国家能源局の主要な職責

エネルギー産業別の計画・産業政策・基準の策定と組織的实施、新エネルギーの発展、省エネの推進等である。

特に、国家発展改革委員会、新しく設立された工業・情報化部との所掌業務の重複を避けるべく、国家能源局の所掌業務は下記のとおり定められた。

石油精製、石炭を原料とする燃料及び燃料用エタノールにかかる行政

エネルギー価格について、国家能源局がエネルギー製品の価格調整に関する提案を行う。提案を受け、国家発展改革委員会は審査の上、決定する。または国务院に審査結果を報告し、判断を仰ぐ。また、国家発展改革委員会はエネルギー製品の価格調整を行う際、国家能源局に意見を求めなければならない。

石炭、石油、天然ガス、電力（含む原子力）、新エネルギー・再生可能エネルギー等

エネルギー産業にかかる業界の管理、エネルギー産業における基準作り、エネルギーの発展状況の観測、エネルギー生産、建設及び需給バランス、農村におけるエネルギー発展（開発）にかかる業務

国家能源局はエネルギーに関する国際協力を統括し、外国政府または国際エネルギー組織と交渉、協定の締結等を行う。

中国企業による海外でのエネルギー開発・利用プロジェクトに対する許認可を行う。エネルギー技術、設備に関する研究開発、技術導入、国産化、イノベーション及び新製品、新技術、新設備にかかる導入促進のためのデモンストレーション・プロジェクトの推進、普及

(3) 人員

当初 200 人近くを想定したが、激しい論争を経て、中央編制弁公室は 112 人に査定した。一司当たりの人員は十数人であり、様々な業種を所管するには人手不足との不満が出ている。

人事的には以前の国家能源弁公室 24 人、国家發展・改革委能源局 30 人前後及びその他の司局の一部の人員、国防科学工業委の二司から人員が移ることになるが、うまく調和を図ることができるか懸念されている。

(4) トップの体制・党組織

国家發展・改革委の張国宝副主任（閣僚級）が国家能源局の局長を兼任し、これを前国家發展・改革委エネルギー局長の趙小平、前国防科学工業委の孫勤副主任の 2 名が補佐する。

また、国家能源局は単独の党組織を設置する。これは部委が管理する国家局では稀なことであり、今後、この局が組織・人事面で更に大きな自主権をもつことを意味する。

(5) 設置場所

地震対策等で政府機関の一般管理費は大幅に減額されているため、国家能源局の設置場所はまだ確保できていないが、国家發展改革委員会の敷地内（北京市西城区）ではなく、ビジネスが集中する北京市朝陽区に移転する可能性があるとのこと。

3. 主な問題点

次の点が未解決と指摘されている。

エネルギー価格の決定にかかる発言権があるものの、その決定権が無く、従来通り国家發展改革委員会の價格司等が所管する。

エネルギープロジェクト新設にかかる許認可の権限が無く、その権限は国家發展・改革委に残る。

国家発展改革委員会内にマクロ的にエネルギー問題と交通インフラの両方を所管する「基礎産業司」が復活の見込み。同司は実質的にエネルギー問題を統括する。電力産業にかかる送・配電会社、発電会社の管理・監督等を行う国家電力監管委員会、国有の三大石油会社（中国石油、中国石化、中国海上石油）等との関係が整理できず、曖昧な点が多い。

特に、
、
、
は国家能源局を骨抜きにし、将来、国家発展改革委員会と国家能源局の間にエネルギー問題をめぐる対立を招く可能性が生じるとされる。

今後、試行錯誤を繰り返すと考えられるが、エネルギー部（エネルギー省）設立への第一歩とも見られている。